

# 第 1 章 計画策定に当たって



# 1 計画策定の背景

## (1) 計画策定の趣旨

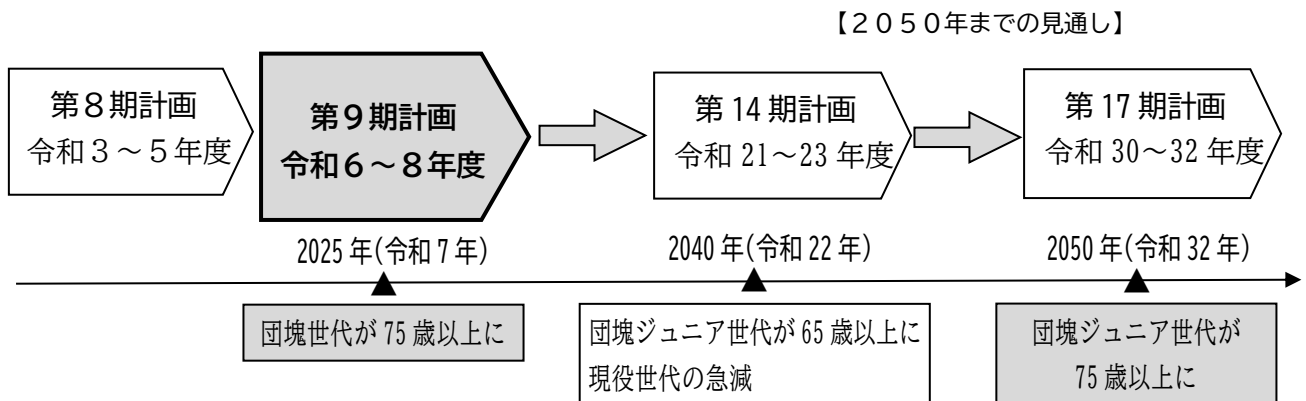
我が国の総人口は減少傾向が続いている中、高齢者人口は団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる2040年(令和22年)まで増加することが見込まれています。また、75歳以上(後期高齢者)人口は2055年(令和37年)まで増加傾向が続くことが予想されており、なかでも要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は急速に増加し、2060年(令和42年)ごろまで増加傾向が続く見込みです。

本市の総人口は、第9期計画期間である令和6年度から8年度においては、緩やかに減少していく見込みです。また、前期高齢者(65~74歳)は減少し、後期高齢者(75歳以上)は増加が見込まれますが、高齢者全体の人口も緩やかに減少していきます。このことから、高齢化率もほぼ横ばいで推移します。

本市の第8期計画(令和3年度~令和5年度)では、団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)が目前に迫っている中、継続して地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、団塊ジュニア世代が高齢者となり、現役世代の人口が急減する2040年(令和22年)をも視野に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中・長期的に見据え、『支え合い、つながり合い、全ての高齢者が尊厳を持って自分らしい生活が送れる、活力ある「健康長寿のまち」の実現』を基本理念に掲げ、誰もが住み慣れた地域で在宅生活を送れるまちを目指して、様々な事業に取り組んできました。

2025年(令和7年)には、全国の認知症高齢者数も700万人に達するとの予測も出ており、令和5年6月には、『共生社会の実現を推進するための認知症基本法』が成立するなど、認知症対策も喫緊の課題となっています。

第8期計画の計画期間が令和5年度で最終年度となることから、このような社会の状況を踏まえつつ、団塊ジュニア世代が後期高齢者となる2050年(令和32年)までの中・長期の見通しを考慮し、基本理念・目標の実現のため、高齢者福祉施策全般の推進と介護保険事業の円滑な実施を図ることを前提に本計画を策定します。



## (2) 計画の性格及び位置付け

本計画は、医療・介護・福祉を始めとする高齢者施策に関する総合計画として、老人福祉法第20条の8（市町村老人福祉計画）及び介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）の規定に基づき、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。また、本市における介護保険制度の計画的・効果的な運営を規定するとともに、高齢者一般施策との調和を図りながら、全ての高齢者に対応した施策を展開するものです。

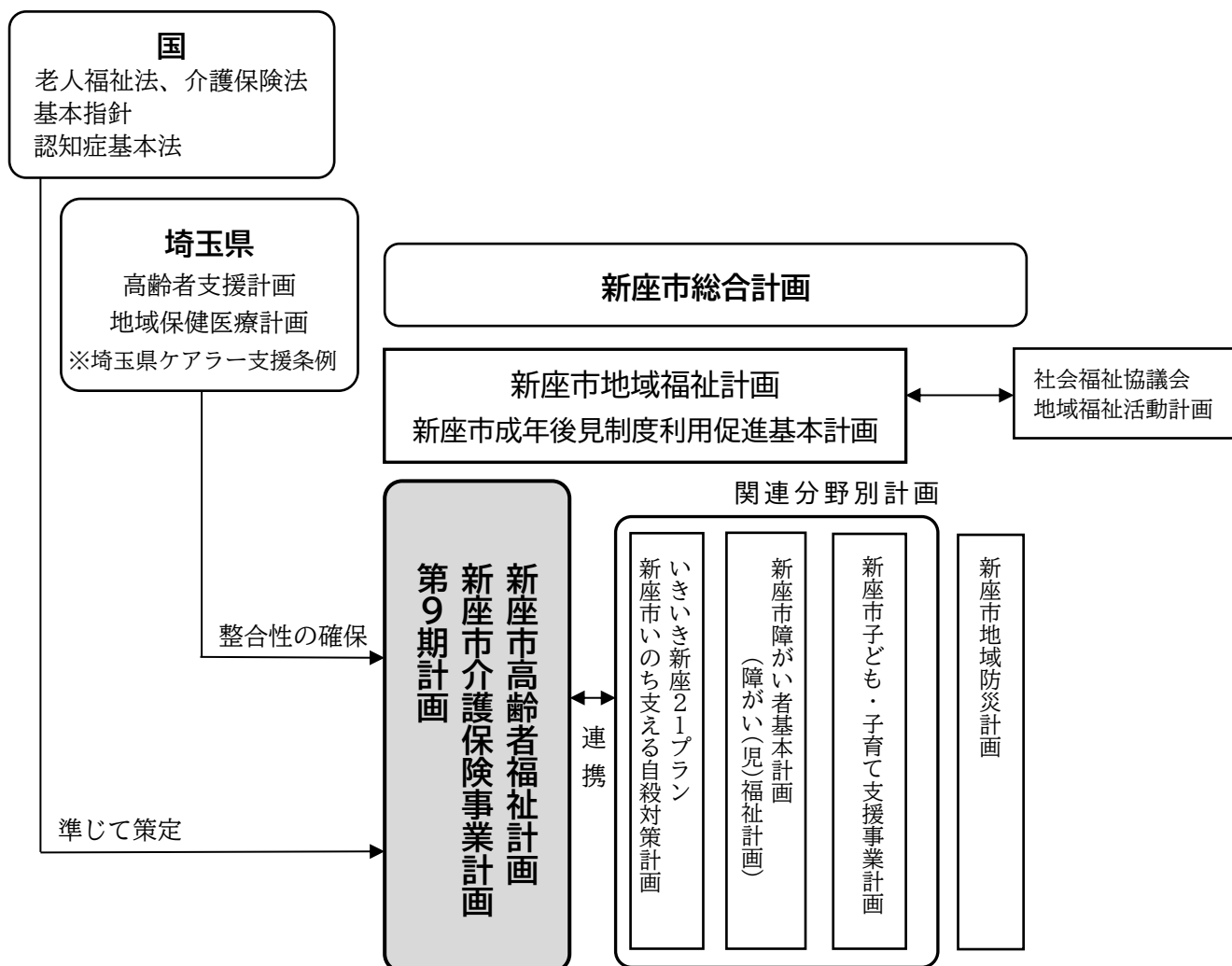
さらに、新座市総合計画を始め、地域福祉計画・地域福祉活動計画、いきいき新座21プラン、障がい者基本計画及び障がい(児)福祉計画、地域防災計画等関連計画とも連動し、高齢者に関する総合的な施策推進を図るものです。

なお、埼玉県が策定する高齢者支援計画（介護保険事業支援計画）、地域保健医療計画との整合を図るとともに、埼玉県ケアラー支援条例<sup>※</sup>の目的を考慮しつつ策定するものです。

※ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的に制定された条例  
（令和2年3月31日公布）

■ケアラーとは、高齢、身体上、精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のこと

### <上位計画・関連計画との関係図>



### (3) 計画期間

---

本計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度までの3年間を計画期間とします。

### (4) 計画の策定体制

---

本計画は、いきいき健康部介護保険課に事務局を設置し、以下の体制により策定しました。

#### ① 介護保険事業計画等推進委員会

学識経験者、医療保健関係者、福祉関係者、保険料負担事業所関係者、被保険者代表者を構成員とする諮問機関で、計画について審議しました。

#### ② 庁内関係各課

第8期計画において実施された各事業の進捗・実績状況と今後の方向性について、調査を実施するとともに、必要に応じてヒアリングを行いました。

#### ③ 市民、当事者等の意見の把握

##### ■アンケート調査の実施

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、在宅生活改善調査、介護サービス事業者を対象とした独自調査

##### ■公聴会の開催

##### ■パブリック・コメントに基づく市民等への意見募集の実施

令和5年12月に新座市パブリック・コメント手続条例に基づき、市民からの意見を広く募集しました。

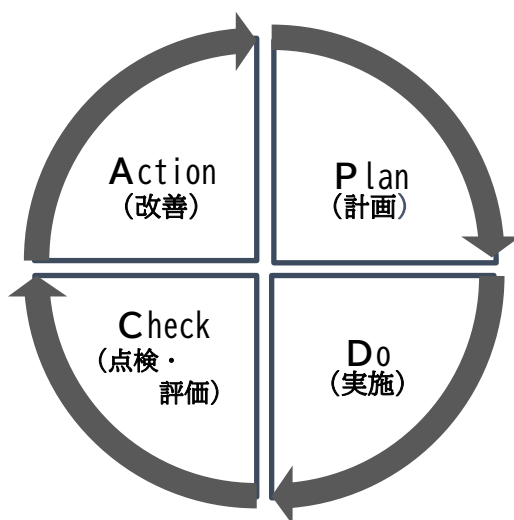
## (5) 計画の推進体制

---

本計画は、介護サービスに係る基盤整備や需給調整を果たす機能を有しているため、新座市介護保険事業計画等推進委員会において、毎年度事業の進捗状況を点検・評価していきます。

なお、計画に基づく各事業の実施における達成状況については、実績評価を行い新たな取組につなげていくために事業を見直すとともに、改善しPDCAサイクルの適切な運用を図ります。

また、介護保険における保険者機能の強化を図るため、高齢者の自立支援、重度化防止等に係る国が定める指標に基づき、サービスの適切な実施を促します。



## 2 国の動向

### (1) 基本指針について

社会保障審議会介護保険部会では、第9期介護保険事業計画において「記載を充実する事項」として、以下のように示しています。

#### ◆記載を充実する事項◆

- 1 介護サービス基盤の計画的な整備
- 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
- 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

出典：社会保障審議会（介護保険部会 令和5年7月10日第107回）資料より

基本指針では、市町村介護保険事業計画において記載する基本的事項と任意事項を以下のように示しています。

#### ◆基本指針：介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針◆

出典：厚生労働省告示第18号 令和6年1月19日

市町村介護保険事業計画の基本的記載事項	
1	日常生活圏域
2	各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
3	各年度における地域支援事業の量の見込み
4	被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定

市町村介護保険事業計画の任意記載事項	
1	地域包括ケアシステムの深化・推進のため重点的に取り組むことが必要な事項
2	各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
3	各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
4	地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等
5	介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
6	認知症施策の推進
7	特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数
8	地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項
9	市町村独自事業に関する事項
10	災害に対する備えの検討
11	感染症に対する備えの検討

## (2) 認知症基本法について

以下のような目的で「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5年6月に成立し、基本的施策が示されています。

### 【共生社会の実現を推進するための認知症基本法】

目的	認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進 ⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進
基本的施策	1 認知症の人に関する国民の理解の増進等 2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 3 認知症の人の社会参加の機会の確保等 4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 6 相談体制の整備等 7 研究等の推進等 8 認知症の予防等 等

## 3 市の動向

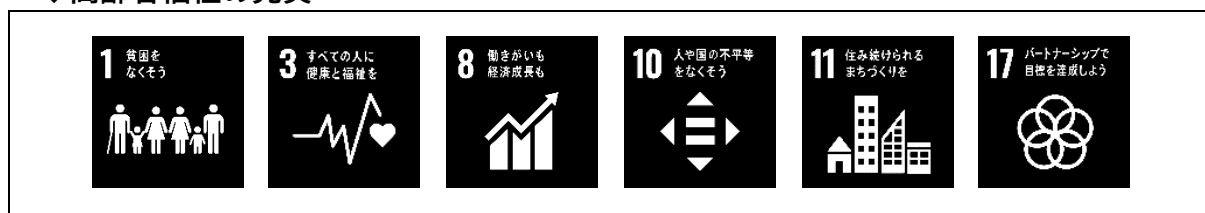
平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、2016年から2030年の15年間で達成するための17の持続可能な開発目標（SDGs：エス・ディー・ジーズ）※が掲げられています。

『新座市総合計画（基本構想・前期基本計画）令和5年度（2023年度）～令和14年度（2032年度）』では、各分野において持続可能な開発目標を掲げており、本計画関連では基本政策1の第2節高齢者福祉の施策1高齢者福祉の充実において、以下のとおり6つの持続可能な開発目標を位置付けています。このことから、本計画では総合計画との整合を図るとともに、関連を念頭に置きながら策定することとします。

### ■新座市総合計画（基本構想・前期基本計画）

令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）

#### ❖高齢者福祉の充実



※持続可能な開発目標（SDGs：エス・ディー・ジーズ）：2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。日本でも先進国自身が取り組む普遍的なものとして、積極的に取り組んでいる。